

# 日本橋税理士法人

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号  
灌田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL <http://www.hamahira.com>

# News

編集 税理士 浜平 純一  
取材 塩野・溝口・谷井・日山

## 法人住民税、法人事業税の税率が変更

昨年の税制改正で消費税及び地方消費税の引上げにあたって地方法人関係税も改正されました。法人住民税は一部国税化によって法人税割の税率が引き下げられ、法人事業税については地方法人特別税の一部還元で所得割と収入割の税率が引き上げられることになりました。この改正を受け、10月1日以降開始される事業年度から両税の税率が変更となります。

東京都の場合、現在、超過課税を行っています。現行超過課税の規模を変更せず(現行の標準税率と超過税率の差分をそのまま、改正後の標準税率に加算)、法人住民税法人税割と法人事業税(所得割・収入割)の税率を改めます。その内容を盛り込んだ都税条例の一部改正は、6月の都議会でも可決され、7月2日に公布されています。

具体的にみると、法人住民税法人税割は、23区内に事務所等がある場合、これまでの超過課税の税率20.7%が16.3%に、市町村に事務所等がある場合は6.0%が4.2%になります。ただし、都は資本金の額または出資金の額が1億円以下で法人税額または個別帰属法人税額が年1000万円以下の法人に対しては標準税率で課税する不均一課税を実施しています。そのため、23区内に事務所等があつて不均一課税される場合は税率17.3%が12.9%に、市町村に事務所等があつて不均一課税される場合は同じく5%が3.2%になります。

法人事業税は、所得課税、収入金額課税、外形標準課税(所得割)ともそれぞれの区分ごとに税率が引き上げられます。

## 無予告調査を断る「合理的理由」とは

税務調査の「事前通知」が原則義務化されて1年半が経過しましたが、無予告調査はなくならないどころか、以前より目立っているようです。それもそのはず、国税通則法改正では、事前通知の原則化と同時に「事前通知を要しない場合」とする例外規定が法定化されているからです。

国税通則法74条の10では、「税務署等が保有する情報から、事前通知をすることにより正確な事実の把握を困難にする、または調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、事前通知せずに税務調査ができるという内容。過去に些細なミスや申告漏れがあつたケースなどは事前通知が省略されているようです。

無予告調査といえども質問検査権に基づく税務調査であるため、むやみに拒否すると「1年以下の懲役または50万円以下の罰金」という罰則規定の対象になります。一切の準備や確認が許されない無予告調査は絶対に断ることはできないのでしょうか。

この点については、『調査を受けることができない合理的な理由』があれば断ることができるようです。例えば冠婚葬祭や会社の休業日。また、天変地異による災害や事件・事故等の対応など、調査よりも優先すべき事態が発生した場合も踏み込められません。

かつては「掟破り」とされていた無予告調査ですが、事前通知の例外規定ができたことで、調査官は大手を振ってやってくるようになってきました。もし無予告調査が来たときに無駄に慌てないよう、「拒否」できるケースもあるということ念のため頭に入れておきたいところです。

## ☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- |                                     |                |
|-------------------------------------|----------------|
| 1. 8月分源泉所得税の納付                      | 納付期限.....9月10日 |
| 2. 7月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....9月30日 |
| 3. 1月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....9月30日 |
| 4. 10月・1月・4月決算法人の消費税中間申告            | 申告期限.....9月30日 |